

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について（令和2年6月1日版）

事項	現状	今後の取り扱い（令和2年6月1日以降）
育児休業復帰予定	入所する月の翌月末までに復帰 ※新型コロナウイルス感染症が理由であれば、当分の間、復帰しなくても入所取消はしない。	令和2年7月末までに復帰 ※復帰できずに退職した場合は、求職活動要件に変更が必要。 ※復帰できずに転職した場合は、新しい勤務先の勤務（内定）証明書の提出が必要。
就労（内定）	入所する月の翌月末までに就労開始 ※新型コロナウイルス感染症が理由であれば、当分の間、内定保留や64時間未満の就労であっても入所取消はしない。	令和2年7月末までに就労開始 ※採用取消の場合は求職活動要件に変更が必要。
1か月以上の休園	退所 ※新型コロナウイルス感染症が理由であれば、当分の間、1か月以上休園しても入所取消はしない。	令和2年7月1日以降、1か月以上休園した場合は退所

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対応方法が変更になる場合もありますので、御了承ください。

※上記の取り扱いでは対応できない場合等は、こども園運営課まで御相談ください。

※登園自粛要請は令和2年5月31日で終了しましたので、6月以降の保育料等については、日割り計算にはなりません。